

岩手県告示第244号

岩手県手数料条例別表第7の47の項の知事が別に定める者（平成24年岩手県告示第842号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）別表第7の47の項の知事が別に定める者は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号） <u>第15条第1項</u> に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関及び同法附則第6条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関とする。	岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）別表第7の47の項の知事が別に定める者は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号） <u>第14条第1項</u> に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	